## 御牧小学校PTA会則

- 第 1 条 本会は、御牧小学校PTAと称し、事務所を御牧小学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、児童の家庭、学校並びに、地域社会における幸福な成長を図ると共に、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - 1 学校教育の推進に積極的に協力する。
  - 2 学校・家庭・地域の緊密な連携によって、児童の健全な育成を図る。
  - 3 児童の生活と環境の改善と浄化につとめる。
  - 4 諸種の研究会を催して、会員の健全な社会人としての向上につとめる。
  - 5 その他、必要と認める事項。
- 第 4 条 本会の会員は次の通りである。
  - 1 御牧小学校に在籍する児童の父母、又は、これに代わる者
  - 2 御牧小学校に勤務する教職員
- 第 5 条 会員は、協力金納入の義務を有する。但し、教職員及び特別な事情がある者についてはこれを免除することができる。
  - 1 協力金は、1会員月額200円とする。
- 第 6 条 本会の役員及び任務は次の通りとし、別紙の御牧小学校 PTA 役員選出方法または細則により選出 する。
  - 1 役員

会 長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括し、学校運営協議会委員を兼任する。

副会長 1名 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。 校区青少年育成協議委員を兼任する。

副会長(庶務) 1名 副会長(庶務)は会長の命を受け、会務の処理に当たり、学校運営協 議会委員を兼任する。

会 計 1名 会計は会計事務を処理し、各学期ごとに経理状況を会長に報告し、 その承認を受ける。会計は家庭教育委員を兼任する。

家庭教育委員長 1名 家庭教育活動に参加する。家庭教育委員長は学級委員長を兼任する。

- 2 会計監査 2名 会計監査は本会の会計事項を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 7 条 役員及び会計監査の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、別に定める細則に基づき補選する。その任期は、前任者の残存期間とする。
- 第8条1 本会の運営を円滑にするため、運営委員会を設ける。運営委員の構成は第13条に定める。
  - 2 運営委員会には、下記の専門部を置き、各部に部長、副部長を互選する。但し、家庭教育委員は必要に応じて、各専門部に対して協力を依頼することができる。

【専門部】 ① 生活広報部 ②地域安全部

- 第9条 PTA活動の円滑な運営と各種課題の解決に向けて、本会に次の委員を置く。
  - 1 学級委員 学級児童の健全な成長と会員相互の研修と親睦を図るための活動を推進する。 なお、学級委員は、各専門部員を兼任する。
  - 2 地域委員 児童の通学や地域での生活安全の向上を図るための活動を推進する。 なお、地域委員は、各専門部員を兼任する。
  - 3 特別委員 特別の事項が生じた場合、その企画・対応などの活動にあたる。 ※ただし、特別委員会の委員及び組織・企画は、会長がこれを定める。
- 第10条 本会の目的を達成するため、次の会議をもつ。
  - ①総 会 ②役員会 ③運営委員会 ④拡大運営委員会
- 第11条 総会は、全会員をもって構成され、本会最高の決議機関であり会長が召集する。
  - ①定期総会は年度初めと年度末にそれぞれ1回開催する。
  - ②総会は委任状を含め、会員の2分の1以上の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数以上 の賛同を得て決する。
  - ③必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 第12条 役員会は、会長、副会長、副会長(庶務)、会計、家庭教育委員をもって構成され、会長が必要と 認めたときに召集する。
- 第13条 運営委員会は、役員及び専門部長、地域委員長をもって構成され、会長が必要と認めたときに召集する。
  - ① 会議は、その過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛同を得て決する。
- 第14条 拡大運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であって、運営委員、地域委員及び学級委員をもって構成され、会長が必要と認めたとき召集し、必要事項を審議する。
- 第15条 本会の経理は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- 第16条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第17条 本会の年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第18条 本会は、必要により顧問を置くことができる。顧問は会長の要請により各会議の構成員とすることができる。
- 第19条 本会則を改正するのは、総会の決議を要する。

## 附則

- ・役員に母親委員の位置付け
- ・会則の一部改正(会費値上げ)
- ・地域委員長の位置付け
- 会費値上げ
- ・会費値上げ
- ・役員の名称変更(母親委員から家庭教育委員)
- 会則の一部改正(役員組織及び文言改正)

昭和53年4月1日より施行 昭和54年4月1日より施行 昭和57年4月1日より施行 平成元年4月1日より施行 平成6年4月1日より施行 平成20年3月6日より施行 平成21年3月4日より施行

- ・会則の一部改正(役員組織及び文言改正)
- ・学校運営協議会委員に副会長(庶務)の位置づけ
- ・会則の一部改正(役員組織及び文言改正)
- ・会則の一部改正(役員組織及び文言改正)
- 役員選出方法 (別紙)
- ・会則の一部改正(文言改正)
- 役員選出方法 (別紙)

平成22年3月2日より施行 平成25年4月1日より施行 平成30年2月24日より施行 令和 5年2月16日より施行 令和 6年度役員選出より施行 令和 6年1月12日より施行 令和 6年度役員選出より施行